

基 勞 発 0 9 2 4 第 1 号
平 成 2 4 年 9 月 2 4 日

静岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
(公 印 省 略)

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について（回答）

平成23年3月7日付け静労発基第34号をもってりん伺のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

本件は、労働基準法施行規則第35条に定める業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。

に発症した 結腸がん及び胃がんの業務上外に関する
検討会報告書

本検討会は、に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添
のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成24年9月24日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長 米 倉 義 晴

明 石 真 言

草 間 朋 子

祖 父 江 友 孝

伴 信 彦

別 所 正 美

第1 事案の概要

1 労働者の氏名等

- (1) 労働者氏名 [redacted]
- (2) 生年月日 [redacted]
- (3) 所属事業場 [redacted]
- (4) 傷病名 [redacted] 結腸がん及び胃がん
- (5) 発症年月日 [redacted] ([redacted] 結腸がん)
[redacted] (胃がん)
- (6) 労災請求年月日 平成 21 年 12 月 18 日 (療養補償給付)

2 請求の趣旨

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

3 請求人の放射線業務の内容

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

4 請求人の放射線被ばく状況

[redacted]

ア 外部被ばくの状況

[redacted] に所属期間中に請求人が作業を行った [redacted] においては、外部被ばくの放射線量はフィルムバッジ又は自動熱蛍光線量計 (以下「ATLD」という。) により毎月 1 回測定されていた。

当該期間中の外部被ばく線量の測定値は別紙 1 のとおりであり、その累積値は

██████████

イ 内部被ばくの状況

請求人の内部被ばくは、[REDACTED]のホールボディカウンタによって測定されており、その結果は別紙2のとおり [REDACTED]

ウ 事故的被ばくの有無

からの報告及び請求人の聴取において

the authors are not aware of any other studies that have examined the effects of the use of a single, non-validated, self-report measure of perceived effort on the relationship between perceived effort and the other variables in the model.

に所属期間中に請求人が作業を行った においては、外部被ばくの放射線量は電子式線量計、ガラスバッジ又は ATLD により毎月 1 回測定されていた。なお、このほかに、個人警報線量計によって作業時の線量管理がなされていた。

当該期間中の被ばく線量の測定値は別紙 1 のとおりであり、その累積値は [REDACTED] である。

イ 内部被ばくの状況

請求人の内部被ばくは、[redacted]のホールボディカウンタによって測定されており、その結果は別紙2のとおり [redacted]

ウ 事故的被ばくの有無

当該事業場及び[REDACTED]からの報告並びに請求人の聴取において[REDACTED]
[REDACTED]

5 請求人の療養の経過について

[illegible]

第2 検討会の判断

1 請求人の被ばく線量について

(1) 外部被ばく

請求人の累積外部被ばく線量は、個人の被ばく線量管理記録より、[REDACTED]所属期間における[REDACTED]所属期間における[REDACTED]の合計[REDACTED]と認められる。

(2) 内部被ばく

請求人の内部被ばくは、個人の被ばく線量管理記録より[REDACTED]

(3) 事故的被ばく

事故的被ばくは[REDACTED]

2 業務上外について

(1) 医学的知見について

本検討会では、放射線被ばくと結腸がん、胃がんの発病に関し、その関係の文献レビューを行うとともに、原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)の報告や国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告の内容に基づき、以下の知見をまとめた。

ア 結腸がんについて

① 被ばく線量について

結腸がんに関する個別の文献のうち、発症あるいは死亡が統計的に有意に増加する最小被ばく線量について直接的にふれた文献では、1Gy以上の被ばく群でリスクの有意な増加が認められたとしている。なお、この文献では、結腸がんに関しては1Gy未満では統計的に有意な差があるとは言えないとしているが、統計的な検出力を考えるとこのことは必ずしも「全く差がない」ことを意味するものではない。

一方、結腸がんを含む全固形がんを対象とした文献レビューでは、被ばく線量が100 から 200mSv 以上において統計的に有意なリスクの上昇は認められるものの、100mSv 未満での健康影響について言及することは困難であるとされている。

② 潜伏期間について

結腸がんに関する個別の文献では、短いもので被ばくから5年以降で発症リスクの有意な増加が認められている。

統計的検出力の高い全固形がんを対象とした文献レビューでは、全固形がんの最

小潜伏期間は5から10年程度であるとしている。

③ 放射線被ばく以外のリスクファクター

がんの主な原因は生活習慣や慢性感染であり、年齢とともにリスクが高まるが、結腸がんでは、放射線被ばく以外に、飲酒、肥満及び運動不足がリスクファクターとして知られている。

イ 胃がんについて

① 被ばく線量について

胃がんに関する個別の文献のうち、発症あるいは死亡が統計的に有意に増加する最小被ばく線量について直接的に触れた文献の中で、最も低い最小被ばく線量を示した文献では1Gy以上の被ばく群でリスクの有意な増加が認められたとしている。なお、この文献では、胃がんに関しては1Gy未満では統計的に有意な差があるとは言えないとしているが、統計的な検出力を考えると、このことは必ずしも「全く差がない」ことを意味するものではない。

一方、胃がんを含む全固形がんを対象とした文献レビューでは、被ばく線量が100から200mSv以上において統計的に有意なリスクの上昇は認められるものの、100mSv未満での健康影響について言及することは困難であるとされている。

② 潜伏期間について

胃がんに関する個別の文献では、被ばくから10年以降に死亡リスクの増加が認められている。

統計的検出力の高い全固形がんを対象とした文献レビューでは、全固形がんの最小潜伏期間は5から10年程度であるとしている。

③ 放射線被ばく以外のリスクファクター

がんの主な原因は生活習慣や慢性感染であり、年齢とともにリスクが高まるが、胃がんでは、放射線被ばく以外にピロリ菌、喫煙及び高塩分食品がリスクファクターとして知られている。

本件の業務上外の判断は、上記の医学的知見に基づき行うことが適当である。

(2) 結論

ア 請求人に発症した疾病は、[REDACTED]の病理組織診断等から、[REDACTED]

結腸がん及び胃がんと判断される。

イ 発症時期については、結腸がんは、胃がんはとするのが妥当である。したがって、被ばく開始後発症までの期間は、結腸がんは、胃がんはとなる。

ウ 放射線業務開始からの被ばく線量はであり、100mSv を大幅に下回る。

エ 上記(1)の医学的知見に基づき検討した結果、請求人の結腸がん及び胃がんの発症と放射線被ばくとの間には因果関係はないものと判断する。

以上、総合的に勘案すると、請求人に発症した結腸がん及び胃がんは、放射線業務に起因したとはいえないと判断するのが妥当である。





